

生産性向上のための指針

株式会社のべる手

小規模多機能ホームのべる手

1. 総則

株式会社のべる手 小規模多機能ホームのべる手(以下「当事業所」という)は、介護現場における生産性の向上に資する取り組みを図る観点から、現場における課題を抽出および分析した上で、必要な対応を講ずるための指針を定め、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図ることとする。

2. 生産性向上委員会の設置

1) 目的

生産性向上委員会は、3ヶ月に1回定期開催の他、必要時応じて開催し、当施設における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減を図るために、「利用者の安全御世にケアの質の確保」について、「職員の負担の軽減および勤務状況への配慮」について、「介護機器の適正使用」について、「職員に対する研修」についても検討を行う。

2) 生産性向上委員会の構成

- ・所属長
- ・管理者
- ・介護支援専門員
- ・介護職員
- ・看護職員

各事業所リーダー職以上の者とする

3) 生産性向上委員会の業務

以下の7つの視点から課題を抽出

- ①職場環境の整備
- ②業務の明確化と役割分担
- ③手順書の確認
- ④記録・報告様式の工夫
- ⑤情報の共有
- ⑥OJTの仕組み作り
- ⑦理念・行動指針の徹底

3. 職員研修

生産性向上に資する知識の習得、事業所方針の徹底、情報の伝達などを目的として必要に応じて研修会を実施し、職員の資質向上および教育に努める。また外部の研修会にも参加し、情報の収集とともに知識・技術の習得に努める。

4. 記録の保管

生産性向上委員会の審議内容や活動記録等、当事業所における生産性向上に資する取り組みに関する記録は5年間保管する。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

当事業所に掲示すると共に、ホームページにも記載し、利用者およびご家族等がいつでも閲覧できるようにする。

(付則)

この指針は、令和7年3月16日より施行する。